うるま市告示第89-2号

うるま市介護保険施設等の指導及び監査に係る身分証明書交付要綱を次のように定める。

平成27年6月1日

うるま市長 島袋 俊夫

うるま市介護保険施設等の指導及び監査に係る身分証明書交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第23条の規定に基づき、関係職員が市長の命により法第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項及び第115条の27第1項に規定する質問及び検査を行う場合並びに法第115条の33第1項の規定に基づき、サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する検査(以下「業務管理体制の検査」という。)を行う場合に携帯すべき身分を示す証明書(以下「身分証明書」という。)について、その交付及び保管等の基本的な事項を定めることにより、介護保険施設等に係る指導及び監査の適正な実施を図ることを目的とする。

(身分証明書の所管課)

第2条 身分証明書の交付等に係る事務については、福祉部介護長寿課が所管する。 (身分証明書の交付)

第3条 市長は、第1条に規定する質問及び検査を行う事務を担当する職員(以下「担当職員」 という。)に身分証明書を交付するとともに、身分証明書交付者名簿(様式第1号)に必要 事項を記載するものとする。

(身分証明書の様式)

- 第4条 身分証明書の様式は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第165 条の4の規定等に基づき、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 法第42条第5項、第42条の3第4項、第45条第9項、第47条第5項、第4 9条第4項、第54条第5項、第54条の3第4項、第57条第9項及び第59条第 5項において準用する法第24条第3項の規定により携帯すべき証明書 様式第2 号
  - (2) 法第76条第2項、第78条の7第2項、第83条第2項、第90条第2項、第1 15条の7第2項、第115条の17第2項及び第115条の27第2項において準 用する法第24条第3項の規定により携帯すべき証明書 様式第3号
  - (3) 法第100条第2項において準用する法第24条第3項の規定により携帯すべき 証明書 様式第4号
  - (4) 法第115条の33第5項において準用する法第24条第3項の規定により携帯 すべき証明書 様式第5号

(身分証明書の携帯)

第5条 担当職員は、第1条に規定する質問及び検査を行う場合において、身分証明書を携帯 し、かつ、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(貸与又は譲渡の禁止)

第6条 担当職員は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(身分証明書の保管)

- 第7条 担当職員は、身分証明書について、適正な保管に努めなければならない。
- 2 担当職員は、身分証明書を紛失又は破損した場合は、市長に対して速やかに届け出なけれならない。

(身分証明書の再交付)

第8条 市長は、前条第2項の届出を受けた場合は、身分証明書交付者名簿に必要事項を記載 し、当該担当職員に対して身分証明書を再交付するものとする。

(記載事項の変更)

第9条 担当職員は、身分証明書の記載事項に変更が生じた場合は、市長に対して身分証明書 を添えて速やかに届け出なければならない。

(身分証明書の返還)

- 第10条 市長は、身分証明書の交付を受けた職員が担当職員でなくなったときは、速やかに 身分証明書を返納させ、身分証明書交付者名簿に必要事項を記載するものとする。 (補則)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

# 様式第1号(第3条関係)

# 身分証明書交付者名簿

交付年月日	交付者氏名	確認印	第4条の 囲	備考
			714	
	交付年月日	交付年月日 交付者氏名	交付年月日  交付者氏名  確認印	交付年月日 交付者氏名 確認印 第4条の 適 用

#### (特例介護予防サービス費の支給) 第五十四条

- 4 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 (省略)

### (特例地域密着型介護予防サービス費の支給) 第五十四条の三

- 3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 (省略)

#### (介護予防住宅改修費の支給) 第五十七条

- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者 若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書 類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅 改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 (省略)

### (特例介護予防サービス計画費の支給) 第五十九条

- 4 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防 支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を 担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当 該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入 り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 (省略)

**第二百九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (省略)
- 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による檢查を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 (省略)

## 介護保険検査証

第四十二条・第四十二条の三・第四十五条・ 第四十七条・第四十九条・第五十四条・ 第五十四条の三・第五十七条・第五十九条・ 第二百九条関係

第	号
	年 月 日交付
	うるま市長 印 市長印
職	名
氏	名

介護保険法(抄)

### (特例居宅介護サービス費の支給)

#### 第四十二条

(裏面)

- 4 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居 宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において 「居宅サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命 じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担 当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる ことができる
- 5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定 による権限について準用する。

### (特例地域密着型介護サービス費の支給)

#### 第四十二条の三

- 3 市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に 係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この 項において「地域密着型サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは候審書類の提出 若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地 域密着型サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは候審書類そ の他の物件を検査させることができる。
- 4 (省略)

#### (居宅介護住宅改修費の支給)

## 第四十五条

- 8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改 修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対 し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に 対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類 その他の物件を検査させることができる。
- 9 (省略

### (特例居宅介護サービス計画費の支給)

### 第四十七条

- 4 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に 係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項にお いて「居宅介護支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示 を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等 を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることがで きる。
- 5 (省略)

## (特例施設介護サービス費)

### 第四十九条

- 3 市町村長は、特例施設介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る施設サービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「施設サービスを担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該施設サービスを担当する者等の当該支給に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 (省略)

#### (報告等)

第百十五条の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護 予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者 (以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは 提示を命じ、指定介護予防サービス事業者者しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者 であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の 当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備者しくは帳簿 書類その他の物件を検査させることができる。

2 (省略)

#### (報告等)

第百十五条の十七 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密 着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業 所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報 告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所 の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対 して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域 密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備者しくは帳簿書類その他の物件を検査させることが

2 (省略)

#### (報告等)

第百十五条の二十七 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者者しくは指定介護予防支援事業 者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定介護予防支援事業者であっ た者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に 係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して 質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関 係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (省略)

- 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 (省略)
- 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の祭弁をし、若しくはこれらの規定による検討を作み、妨げ、若しくは忌癖したとき。

三 (省略)

介護保険検査証

第七十六条、第七十八条の七、 第八十三条、第九十条、 第百十五条の七、第百十五条の十七、 第百十五条の二十七・第二百九条関係 (裏面)

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、 指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業 者であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。) に対し、報告若しくは帳 簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは 指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは 当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のあ

介護保険法(抄)

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定 による権限について準用する。

る場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第七十八条の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (省略)

類その他の物件を検査させることができる。

第八十三条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者者とくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者者しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書

第九十条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。 2 (省略)

第号

年 月 日交付

うるま市長 印

市長印

職名

氏 名

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (省略)
- 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (省略)

介護保険検査証

(第百条・第二百三条の三・第二百九条関係)

## (裏面) 介護保険法(抄) (報告等) 묽 第 第百条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保 健施設の管理者若しくは医師その他の従業者(以下「介護老人保健施設の開設者等」という。)に対し報告若し くは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、 年 月 日交付 又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保 健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診 療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事 業所の従業者若1人は指定居宅介護支援事業者であった者等に対し、出頭を求め、又は当該職員に関係者に 対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介 護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 うるま市長 印 市長印 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の 規定による権限について準用する。 3 (省略) (緊急時における厚生労働大臣の事務執行) 職 名 第二百三条の三 第百条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務 は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働 大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合 氏 名 において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に 関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。 2 (省略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (省略)
- 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (省略)

介護保険検査証

(第百十五条の三十三・第二百九条関係)

(裏面) 介護保険法(抄) (報告等) 믕 第 第百十五条の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護 サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による 届出を行った介護サービス事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関 年 月 日交付 して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しく は提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、 又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若し くは当該指定若しくは許可に係る施設。事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち 入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 (省略) うるま市長 印 市長印 3 (省略) (省略) (省略) 職 名 氏 名

備考 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の線の所から二つ折りとすること。